

(令和2年習志野市議会第1回定例会)

発議案第1号

陸上自衛隊オスプレイの木更津駐屯地への暫定配備を見直すことを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月25日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	宮城壮一
賛成者	習志野市議会議員	市瀬健治
〃	〃	入沢俊行
〃	〃	藤崎ちさこ

陸上自衛隊オスプレイの木更津駐屯地への暫定配備を見直すことを求める意見書

米海兵隊が使用する垂直離着陸輸送機MV-22オスプレイは、開発当初から墜落を含む重大事故を繰り返し、構造的欠陥が指摘されているが、解決の見通しすら立っていない欠陥機である。つい先日(2月10日)も米軍海兵隊オスプレイが、「凍結警告灯」が点灯したため仙台空港に緊急着陸した。寒さに弱く、氷点下以下の寒冷では飛行に支障が出ることも新たに露呈した。

このような欠陥機オスプレイを17機も我が国は購入して、陸上自衛隊木更津駐屯地に配備し、訓練のために習志野市も含む千葉県各地や周辺を飛び交うこととなる。暫定配備とは言うものの、防衛省は努力目標と述べており、恒久的配備になる可能性もある。防衛省は木更津市では説明会を開催したものの、習志野駐屯地への飛行ルートである船橋市、習志野市、八千代市の市民には、説明会の開催すら行おうとしない。飛行ルート下では、騒音や部品落下、場合によっては住宅地への緊急着陸、墜落の危険にさらされる。

よって、本市議会は政府に対し、このような欠陥機オスプレイの木更津駐屯地暫定配備に反対し、配備を見直すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和2年習志野市議会第1回定例会)

発議案第2号

習志野演習場へのオスプレイ飛来及び訓練と船橋市・八千代市・習志野市上空を通過しないことを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月25日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	藤崎 ちさこ
賛成者	習志野市議会議員	市瀬 健治
〃	〃	入沢 俊行
〃	〃	宮城 壮一

## 習志野演習場へのオスプレイ飛来及び訓練と船橋市・八千代市・習志野市上空を通過しないことを求める意見書

防衛省は、令和2年3月に木更津駐屯地にオスプレイを暫定配備する方針を固め、令和元年5月に発表した。

8月3日に木更津で公開住民説明会が行われ、その中で防衛省は「木更津に配備されれば、習志野駐屯地の第1空挺団が搭乗することを想定している」と明言した。これが現実のものとなれば、習志野演習場での訓練や船橋市・八千代市・習志野市(以下3市)を合わせ、100万人が住む人口密集地の上空を通過するのは明らかである。

オスプレイは墜落事故の危険性が高く、また騒音等によって周辺住民の平穏な生活を奪う。

よって、本市議会は政府に対し、上記3市の市民の命、安全、暮らし及び財産を守るため、オスプレイの飛来及び訓練と3市上空通過に強く反対し、下記の事項について、強く求めるものである。

### 記

1. 習志野市において、公開の場で説明会を実施すること。
  2. 習志野演習場での訓練や3市上空を通過しないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

### 提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和2年習志野市議会第1回定例会)

発議案第3号

「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月25日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	布施孝一
賛成者	習志野市議会議員	宮本博之
〃	〃	清水大輔
〃	〃	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	佐野正人
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	平川博文
〃	〃	谷岡隆

## 「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書

我が国では、少子高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域のさまざまな場面において、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野において、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっている。

一方、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルを尊重した働き方へのニーズが高まっている。

こうした状況の中で、自分らしい主体的な働き方を実現し、多様な就労機会を創出し、さらに、その就労により地域の課題を解決するため、出資と労働が一体となった協同労働に係る新たな法人制度を求める声が高まっている。

国会においては、従前から超党派議連による協同労働に係る法制化が議論されてきたが実現には至っていない。

先ごろ、諸問題を整理の上、「労働者協同組合法案（仮称）」として改めて議論が行われ、法案の策定作業が進められていると認識している。

組合に参画する全ての者が出資をして組合員となり、自ら運営にも参加し、介護や子育て等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組むという非営利の法人形態は、今日まで存在していない。

また、我が国では、個別分野ごとに協同組合制度が整備されてきた経緯があり、農協など事業主のための協同組合、生協のような消費者のための協同組合はあるが、労働者のための協同組合がないことから、新たな法人制度がぜひとも必要と考える。

よって、本市議会は政府に対し、地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のため、下記のとおり、一日も早い協同労働に係る法制化を求めるものである。

### 記

- 1 出資と労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人である労働者協同組合（仮称）の設立を可能とするため、「労働者協同組合法案（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 簡便な手続で設立できるようにするため、労働者協同組合（仮称）の設立は、準則主義によるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

提案理由

本案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和2年習志野市議会第1回定例会)

発議案第4号

子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月25日

習志野市議会議長

田 中 真太郎 様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 俊 行
賛成者	習志野市議会議員	佐 野 正 人
〃	〃	央 重 則
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	藤 崎 ち さ こ



## 子どもの歯科矯正に保険適用の拡充を求める意見書

次代を担う子どもたちが、健やかで心豊かに成長するために心身の健康を保つことは、全ての保護者や大人たちの願いである。

歯や口腔を健康な状態で保持することは、子どもが健やかに成長するために重要であり、発育期における適切な歯科矯正は、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけでなく、精神的な安定や生活習慣の改善にも効果がある。

また、そしゃくや口腔機能を維持回復させることは、ＱＯＬ（生活の質）の向上につながり、医療費の抑制にも寄与することが８０２０運動等によって実証されている。

これまでも歯科矯正治療に係る療養の給付対象は、その範囲の拡大や見直しが行われてきたが、特定の疾患に該当しない場合等は保険適用外の治療となり、その費用負担が高額であるため診察にとどまり、治療に踏み切れないケースもある。

特に経済的に困窮している世帯においては、保険適用に該当しなければ矯正治療を断念している場合もある。

よって、本市議会は政府に対し、子育て支援の観点からも、子どもたちの適正な歯科矯正治療を可能にするため、下記の事項を強く求めるものである。

### 記

- 1 子どもの歯科矯正における保険適用の拡充を図ること。
  - 2 歯科矯正に対する保険適用基準の見直しを検討し実施すること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和2年習志野市議会第1回定例会)

発議案第5号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月25日

習志野市議会議長

田中真太郎様

提出者	習志野市議会議員	荒原ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	佐野正人
〃	〃	央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	谷岡隆

## 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活でコミュニケーションなどに困難を来し、生活の質を落とす大きな原因となっている。会話による脳への情報減少をもたらし、脳の機能を低下させ、鬱や認知症につながるとの指摘もあり、高齢化が進むもとの早期の対応は、高齢者が健康に過ごす上で極めて重要とされている。

しかし、日本では補聴器の価格は、片耳当たりおおむね3万円から20万円、両耳では40万円から50万円という高額であり、医療保険の適用もないことから、所得の低い高齢者の多くは購入できずにいる現状がある。

欧米では、補聴器の医療的効果を重要視した公的補助制度があり、補聴器の使用率は30%から50%とされているが、公的補助制度のない日本では、わずか約14%である。

「100歳時代」といわれる長寿社会で、高齢者が心身ともに健康に過ごすことができ、認知症を予防し、健康寿命を延ばして、医療費の抑制にもつながる補聴器を普及促進するために、公的補助制度はどうしても必要である。

よって、本市議会は政府に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

田 中 真太郎

### 提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。